

令和8年9月7日

ご利用者・ご家族 各位
関係者 各位

三重県厚生事業団
三重県いなば園長

「三重県いなば園」における虐待事案の認定について（お詫び）

このたび、三重県いなば園において、利用者様への不適切対応が発生し、行政機関による調査を受けた結果、虐待と認定されたことをご報告申し上げます。

法人および施設を挙げて虐待防止に向けた取組を進めている最中であつたにもかかわらず、このような事態となり、被害に遭われました利用者様、ご家族様に心から深くお詫び申し上げますとともに、いなば園をご利用いただいている皆様並びに関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1 事案の概要

令和8年5月21日（木）、いなば園において、複数の入所児童(A、B他)が、その障がい特性から、職員Cに対し、過度に注意を引こうと、軽く叩く、蹴る等の行為を繰り返して行っていました。

職員Cが支援計画を踏まえた対応を行っていたところ、児童Aに促された児童Bに、急に下腹部を強く蹴られ、更に同所を叩かれました。その際、職員Cは反射的に児童Bの頬を1度叩きました。

2 事案発生後の対応経過

事案発生後、職員Cからの報告を受けた上司が、速やかに事実確認を行ったうえで、いなば園として、児童福祉法等の関係法令に基づき、関係行政機関に通報しました。

その後、いなば園として関係行政機関の調査等に協力し、令和8年8月25日付けで、同機関から次の行為が同法に定める虐待行為に該当する旨の通知がありました。

○職員Cが児童Bの頬を叩いたこと：身体的虐待

なお、児童や保護者に対しては、経過報告とともに謝罪を行いました。

3 再発防止に向けた取組

利用者様の安全・安心を確保すべき施設において、このような事案が発生したことを重く受け止め、二度と同様の事案を起こさないよう、以下の再発防止に向けた取組を着実に実行していきます。

(1) 職員への指導および教育の徹底

当該職員へ厳正な個別指導を実施するとともに、すべての職員を対象に、利用者様に寄り添った適切な支援を提供するための教育・研修を強化し、支援の質の向上を図ります。

(2) 発生要因の検証と体制の強化

いなば園虐待防止委員会において本事案の発生要因を検証した結果、児童が日常生活上のルールを守れていない場面において、虐待と受け止められることへの懸念から、職員が自信をもって生活指導を行うことができていない状況が確認されました。

このため、児童に対する適切な生活指導のあり方について組織として整理・明確化し、職員に周知することで、児童の健やかな成長を支援できる体制を整備します。

(3) 「虐待防止改善計画」の改訂と実行

いなば園虐待防止委員会等で検討した再発防止策を「虐待防止改善計画」に反映させ、引き続き関係機関の指導を受けながら、法人を挙げて改善に向けた取組を進めてまいります。

以上